

田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

平成28年3月1日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、非化石エネルギーの利用拡大を目指し、新エネルギー利用機器を導入するものに対して行う補助金の交付に関して、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年3月1日田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助の対象となる新エネルギー利用機器（以下「機器」という。）は、別表第1に掲げる機器で、未使用の物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅に機器を設置する者。
- (2) 市税を完納している者。
- (3) 以前に同一の種類機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない者。
- (4) 申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結した者。（太陽光発電システムに限る。）

2 補助金の交付は、別表第1の補助対象機器の種類いずれかで、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、機器の設置又は購入に要した費用とし、別表第2の左欄に掲げる補助対象機器につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する書類の提出期限は、申請年度の3月31日とする。

2 規則第4条第1項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 機器設置報告書（第1号様式）
- (2) 市税完納証明申請書（第2号様式）
- (3) 機器の設置状況を確認できる写真
- (4) 機器の設置費に係る領収書の写し
- (5) 機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) 機器を設置する住宅の位置図
- (7) 建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）
- (8) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し及び単線結線図の写し（太陽光発電システムを設置した場合に限る。）
- (9) 住民票の写し（機器が設置された住宅への居住が確認できるものに限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第4号、及び同条第2項第1号に規定する書類は、同条第3項

の規定により提出を省略するものとする。

(実績報告等の併合)

第6条 第5条の交付申請は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

(処分の制限)

第7条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(情報の提供等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の廃止)

2 田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱(平成20年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象機器	内 容
太陽光発電システム	住宅等の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧又は高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムであって、太陽電池の最大出力が10キロワット未満のもの。
太陽熱利用システム	住宅等の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーにより温められた不凍液等の集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム。 又は、住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器（自然循環型又は真空貯湯型のものをいう）
ペレットストーブ	木質ペレットを燃料として、住宅部分に暖房用として設置するストーブ。

別表第2（第4条関係）

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	20,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（4キロワットを超えるときは4キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。
太陽熱利用システム	設置に要する経費に1/10を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、80,000円を上限とする。
ペレットストーブ	設置に要する経費に2/10を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、80,000円を上限とする。